

様式第7の2（第16条の12関係）

水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号  
 測定者の氏名 ○○産業(株)◇◇工場  
 測定箇所 1号ボイラー 煙突

		測定単位	測定値	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	備考
全水銀		( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )	1.2	平成30年4月1日 10:00～11:40	
ガス状水銀	Cs	( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )	1.2	平成30年4月1日 10:00～11:40	
	C	( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )	1.1	平成30年4月1日 10:00～11:40	
	酸素濃度	(%)	5.0	平成30年4月1日 10:00～11:40	
粒子状水銀	Cs	( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )	0.1	平成30年4月1日 10:00～11:40	
	C	( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )	0.1	平成30年4月1日 10:00～11:40	
	酸素濃度	(%)	5.0	平成30年4月1日 10:00～11:40	

備考 1 Csの欄には別表第3の3に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別表第3の3の備考に掲げる式により算出した数値を記載すること。  
 2 ガス状水銀とは、粒子状水銀と酸素濃度の総称である。ガス状水銀濃度は、Cs(ガス状水銀)とC(粒子状水銀)の和である。Csは実測濃度、Cには酸素換算濃度を記入してください。  
 3 酸素濃度の欄には、測定時の酸素濃度を記載すること。  
 4 ガス状水銀及び粒子状水銀の測定結果は、測定時の酸素濃度に基づいて換算すること。

○下限値付近の濃度の表示

定量下限以上の数値はそのまま表示し、検出下限以上で定量下限未満の場合は、定量下限以上の値と同等の精度が保証できない数値であることが分かるような表示方法（例えば括弧付にするなど）で記載する。

○ガス状水銀濃度と粒子状水銀濃度の合算方法

- ①両方が定量下限以上の場合は、それぞれを合算。
- ②両方が検出下限以上で定量下限未満の場合は、それぞれを合算し、定量下限以上の値と同等の精度が保証できない数値であることが分かるような方法（例えば括弧付にするなど）で表示。
- ③一方が定量下限以上で、他方が検出下限以上定量下限未満の数値より小さい場合は、合算した数値を括弧付などの方法で表示。
- ④両方が検出下限未満のものは、検出下限未満であったことが分かるように表示。
- ⑤一方が、検出下限未満の場合は、その値を0として合算して、検出下限以上であった数字の表示方法に従う。

<水銀測定に関する留意事項等>

(1) 測定対象及び測定方式

$$\text{ガス状水銀} + \text{粒子状水銀} = \text{全水銀の濃度}$$

全水銀の濃度により排出基準への適合を判断しますが、一定の条件を満たす場合には、ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなすことができます。測定方式はバッチ式です。

(2) 粒子状物質の取扱いについて

連続する3年の間継続して、以下のいずれかの条件を満たすことが確認できた場合は、粒子状水銀の測定を省略し、ガス状水銀の濃度を全水銀濃度とみなすことができます。

- ① 粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること（定量下限は、告示に示す方法により求める。）
- ② 測定結果の年平均\*が50µg/Nm<sup>3</sup>未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であるもの
- ③ 測定結果の年平均\*が50µg/Nm<sup>3</sup>以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であり、かつ、粒子状水銀の濃度が2.5µg/Nm<sup>3</sup>未満であるもの

※年平均：連続する1年の間の定期測定の結果を平均して算出した値

○粒子状水銀の測定を省略することが可能となった施設について

最後に全水銀の濃度を測定したときから3年を超えない期間に1回以上の頻度でガス状水銀及び粒子状水銀の濃度をそれぞれ測定し、上記①～③のいずれかの条件を満たす排出状況の継続を確認してください。

条件を満たさない排出状況であることを確認

粒子状水銀の測定の省略及びガス状水銀の濃度を全水銀の濃度とみなす措置は解除されます。

引き続き条件を満たす排出状況であることを確認

その時点から3年を超えない期間に1回以上の頻度でガス状水銀及び粒子状水銀の濃度をそれぞれ測定してください。

(3) 再測定

定期測定において排出基準を上回る水銀濃度

排出基準の1.5倍を超える場合：  
定期測定の結果を得てから30日以内に再測定の結果を得る

それ以外の場合：  
定期測定の結果を得てから60日以内に再測定の結果を得る

水銀排出施設の稼働条件を一定に保った上で、速やかに計3回以上の再測定（試料の再採取を含む。）を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価

再測定を実施した場合は、最大及び最小の値を含む全ての値について記録・保存してください。再測定後の評価においても排出基準を上回る水銀濃度が検出された場合には、届出先に連絡するとともに、原因究明を行い、再発防止のための抑制措置をとってください。

(注) 排出基準が猶予されている期間内は、定期測定において排出基準を上回る水銀濃度が排出されたとしても、再測定を行う必要はありません。